

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 73

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年9月1日

千葉市の「障害者福祉のあんない」

千葉市では、障害福祉サービスの総合ガイドブックとして「障害者福祉のあんない」という冊子を毎年発行しています。障害者手帳を初めて交付されたときにもらったという人が多いのですが、できれば最新版をいつも手元に置いておくことをおすすめしています。現在の最新版は「2021年版（表紙は緑色）」です。

冊子は各区保健福祉センターの高齢障害支援課でもらうことができます。また、千葉市のサイトでも過去分から最新版まですべてのページがPDFファイルで公開されていて、閲覧・検索・印刷ができます。

検索キーワード 「千葉市 障害 あんない」

新しい冊子を手に入れたら

障害福祉サービスは、新しい制度ができたり、これまでの制度の利用対象者が広がったりと、年々変わっています。新しい冊子を手に入れたら、利用できるのに使っていない制度がないかどうか、希望するサービスの事業所が増えていないかなどに注意しながら、改めて目を通しましょう。

ただし、あくまでも千葉市のガイドブックですので、国や千葉県の制度はあまり詳しくは紹介されていません。民間のサービスも同様です。気になる制度・サービスがあれば、別に調べる必要があります。

難しく感じる方は、どうぞ気軽にご相談ください。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

セミナーに参加していただいた方から、セミナーの内容が実際に役に立ったと、後日、教えてもらえることがあります。

とくに役立ったと聞ける機会が多いのが「成年後見制度」についてです。「親なきあと問題」にも関わってくる重要な制度ですが、本やパンフレットを読んだだけではわかりにくいところも多いからでしょう。

よろしければ、ぜひセミナーをご活用くださいませ。テーマのリクエストもお受けします。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」(お金編)

お金の流れをととのえるには

「親なきあと問題」でのお金の心配は、収入の確保だけではありません。入ってくるお金と出ていくお金の流れをととのえる視点も大切です。社会制度と民間のサービスを知って、将来の選択肢を増やしましょう。



①は終了、②は定員に達し募集は終了しました。ご好評により③を増やしました。③は、②のキャンセル待ちの方を優先いたします。

日時：~~② 令和3年9月10日(金)~~ } ※内容同じ
③ 令和3年9月22日(水)
[②③共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b (ぷらっと)
千葉市緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：それぞれ10名程度(要予約)
参加費：ランチ代1,650円
講師：佐々木あづさ/あづさ行政書士事務所
申込方法：電話かメールでご連絡ください。

保健福祉の電話相談
[千葉市]

保健や福祉のことを総合的に、直接行政に相談できる電話相談窓口があります。

千葉市 保健福祉局
043-245-5720

月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

福祉サービスの利用方法や手続きの仕方といったことから、子育てや生活の不安など、幅広く相談することができます。FAXやメールでの相談も可能です。

FAX 043-245-5721
メール fukushi-soudan@city.chiba.lg.jp

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 74

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年10月1日

ねこの手 どうぞ

18歳成人で注意したいこと

2022年4月1日から、成人年齢が18歳になります。2002年4月2日から2004年4月1日の期間に生まれた人はいっせいに2022年4月1日に成人し、2004年4月2日以降に生まれた人は18歳の誕生日に成人します。

※「18歳成人」は過去ペーパーNo.39でもお伝えしています。法律用語では「成人」ではなく「成年」といいますが、ここではわかりやすく「成人」と表記します。

とくに注意したいことは、子どもが成人すると、子どもの財産管理を親が当然にはできなくなる点です。例えば、窓口で親が子どもの預貯金を引き出したり、定期預金を解約したりしようとする際に、「本人(子ども)が手続きをしてください」と断られてしまうのです。まもなく成人する子どもの保護者さんは、2022年3月くらいまでに成人後の預貯金操作をどうするか検討しておくことをおすすめします。

対策として、現金はキャッシュカードを使ってATMで引き出す、施設利用料の口座引落を設定しておく、定期預金は解約して保護者の口座に預け替えるといったことが考えられますが、それぞれのケースにもよります。心配な方は個別にご相談ください。

また、成人後は保護者の同意がなくてもローン、クレジットカード、携帯電話などの契約ができるようになります。消費者トラブルにあわないために、契約の内容や仕組みがわからないのに、契約相手の言うままに名前・住所を書いてしまうことのないよう、お子さんに教えておくことも大切です。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

当事務所には無料相談の枠があります。【30分2回】もしくは【60分1回】の相談が無料で、新規のご相談の場合にはとくに利用をおすすめしています。

実は、半数近くの方は無料相談だけで終了します。困りごとを整理し、必要な情報を伝え、今後の動き方のアドバイスをするだけで、相談者さん自身が動く気持ちになるからです。

ほんの少しの手助けが必要な方は、気軽にご連絡をくださいませ。



障害のあるお子さんがいる 保護者向け

* ランチ交流会付きセミナー *

「親なきあと問題」（人間関係編）

支援のわ・わ・わ

「親なきあと問題」は、親がしている支援の引継ぎの問題です。障害のあるお子さんの支援の「輪」を見える化し、引継ぎが「和やか」に穏やかに移行できるよう、「話し」ながら工夫と知恵を出していきましょう。



「親なきあと問題」シリーズは、これまでに「基礎編」「住まい編」「お金編」を行っています。それぞれで全体のお話しをしますので、個別にご参加いただけます。

日時：① 令和3年10月20日（水） } ※内容同じ
② 令和3年11月12日（金） }
[①②共]セミナー 午前10時30分～11時30分
ランチ交流会 午前11時30分～

場所：Community Cafe b（ぷらっと）
千葉市緑区おゆみ野6-27-4B
電話 043-497-4375 ※駐車場・店裏側
ホームページ <https://cafe-hlat.com/>

参加人数：それぞれ10名程度（要予約）
参加費：ランチ代1,650円
講師：佐々木あづさ／あづさ行政書士事務所
申込方法：電話かメールでご連絡ください。

救急電話相談

夜間や休日に体調が悪くなったとき、「救急医療機関を受診したほうがいいか」「救急車を呼んだほうがいいか」など、迷ったら電話相談を活用してみてください。

こども急病電話相談

【15歳未満対象】
毎日19時～翌6時
・局番なしの#8000
・043-242-9939

救急安心電話相談

【15歳以上対象】
平日/土18時～翌6時
日/祝/年末年始9時～翌6時
・局番なしの#7009
・03-6735-8305

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail: azusa.g@zc.wakwak.com
HP: <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 75

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年11月1日

ねこの手 どうぞ

成年後見制度の利用はあわてずに

前号のペーパー（No.74）で、2022年4月1日にいっせいに成人するお子さんがいることをお伝えしました。2002年4月2日から2004年4月1日の期間に生まれたお子さんです。

お子さんが成人すると保護者（親権者）が当然の代理人ではなくなるため、「〇〇をするためには、成年後見人をつけてください」というような案内・アドバイスを受ける機会が出てくると思います。けれど、決してあわてないでください。

成年後見制度は、お子さんが成人したらすぐに利用しなければいけない制度ではありません。強力な国の制度ですから、利用をすれば解決できることはたくさんあります。しかし、制度の内容をよく理解しないで始めると、その強力さゆえに、かえってトラブルのもとになってしまうことがあるのです。

来年4月以降、成年後見制度に関連するトラブルが急増しないことを願っています。もし成年後見制度に関する不安がありましたら、どうぞ気軽にご相談ください。また、セミナーや勉強会での講師役のご依頼もよろこんでお受けします。

【ご案内】 成年後見制度については、No.29～31、35・36でご紹介しました。以前のペーパーをお読みにになりたい方は、当事務所のホームページをご覧ください。プリントしたものがほしい方は、ご連絡をいただければお送りします。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

私は「恩送り」という考え方がとても好きです。恩をくださった方にお返しする「恩返し」ももちろん大切にしていますが、感謝の気持ちをふくらませて、ほかの方にも恩を送っていきたいと思っています。

もうひとつ好きな考え方は「お互いさま」です。困ったときに、気軽に助けあえるつながりを広げられたらすてきです。

そんな私とのかかわりを望んでくださる方は、ぜひお声がけくださいませ。



イベント「福祉の広場」のご案内

千葉県肢体不自由児協会が主催する障害福祉のイベント「第7回 福祉の広場」をご案内します。

日時：令和3年11月21日（日）
午前12時30分～午後16時00分まで
※受付は15時30分まで

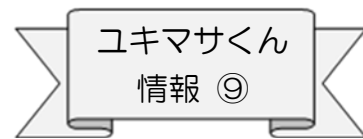
場所：千葉県社会福祉センター
1階ロビー・3階・4階
[住所：千葉市中央区千葉港4-3]

イベントの内容：

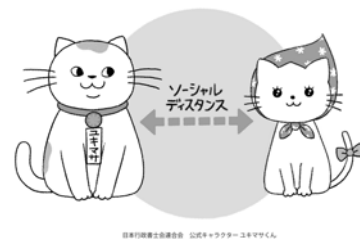
- ・オセロオリンピック ※13時～、定員20名
トーナメント式のオセロ大会です。
ルールがわかれば誰でも参加できます。
- ・介助犬PRコーナー
本物の介助犬（PR犬）がきてくれます。
- ・展示コーナー
車いす、訓練用いす、歩行器など
- ・販売コーナー
バザー品、手作り品、中古訓練器具など
- ・景品が当たるくじ引きコーナー
- ・相談コーナー
行政書士による障害福祉制度の相談
私はここにいます。無料の手相占いもしています。

【問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県肢体不自由児協会
電話：043-245-1732
ホームページ：<http://www.chiba-sikyoku.com/>



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」が感染予防に取り組むイラストです。



ユキマサくんがソーシャルディスタンス（社会的距離）をとっている相手は、ガールフレンドのモモちゃん。モモちゃんの将来の夢はユキマサくんのお嫁さんになることだそうです。イラストではユキマサくんの想いのほうが大きそうに見えますね。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail：azusa.g@zc.wakwak.com
HP：<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 76

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2021年12月1日

ねこの手 どうぞ

成年後見制度の利用はためらわずに

前号のペーパー（No.75）では、「成年後見制度の利用はあわてずに」というタイトルで、「成年後見制度は、お子さんが成人したらすぐに利用しなければいけない制度ではない」ということをお伝えしました。

けれども、必要であれば、ためらわずに制度を利用していただきたいとも思います。成年後見制度は、障害があるお子さん（本人）の生活を守り、豊かにするためのものです。成年後見人が必要な状況であるのに、成年後見人をつけないでいるのは、本人の不安定な生活を放置しているともいえます。

「必ず利用しなくてはならない制度」ではありませんが、「やがて使う可能性の高い制度」です。本人名義の定期預金の解約や、相続手続きをするなど、急に制度を利用しなくてはいけなくなるような場面だってあり得るのです。気持ちの準備をするためにも、余裕があるうちに制度の内容を知っておくことをおすすめします。

もし成年後見制度に関する不安がありましたら、どうぞ気軽にお声がけください。また、セミナーや勉強会での講師役のご依頼もよろこんでお受けします。

【ご案内】 成年後見制度については、No.29～31、35・36、75でご紹介しました。以前のペーパーをお読みにになりたい方は、当事務所のホームページをご覧ください。プリントしたものがほしい方は、ご連絡をいただければお送りします。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

どこかで聞いた問題解決の方法をそのまま「鵜呑み」にして動くのは、本当に危険です。人それぞれ事情や状況は違うのですから、そのアドバイスが自身にも効果があるかどうか、よく検討してみてください。

アドバイスをむやみに信じて取り入れ、かえって問題をこじらせてしまったら、とても残念です。

自分で判断するのが難しい場合は、ぜひご相談ください。あなたにあった解決の方法を一緒に考えましょう。



あなたはひとりじゃない【内閣官房】

「内閣官房 孤独・孤立対策担当室（国）」が運用する、支援制度と相談窓口の案内サイトが公開されました。チャットボットの質問に答えていくと、現在登録されている約 150 の支援制度と相談窓口から、自分の状況にあったものを提案してくれます。

スマートフォン・タブレット・パソコンでサイトにアクセスし、匿名で利用できます。「あなたが困っていること、悩んでいることはどのようなことですか。」といった質問に、「食事、住まい、家事」「生活や医療に係る費用」「仕事・職場」などの選択肢から答えを選んでいきます。18 歳以下の子ども向けコースもあります。

[サイト名] あなたはひとりじゃない
[アドレス] <https://notalone-cas.go.jp/>

まだ公開されて間もないため、正直なところ物足りなさを感じますが、制度や窓口を探す手間を減らし、利用できる可能性のある制度を見落とすことは防げると思います。困りごとを誰にも相談できないとき、自力で解決するための入り口として活用できるでしょう。

行政書士には守秘義務があります。相談しにくい内容でも、信頼いただき、まずはお声がけくださると嬉しいです。



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」がマスクをしているイラストです。ウィンクもかわいいです。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター「ユキマサくん」

モノクロ印刷なので色がわかりにくいのですが、ユキマサくんは白地にピンクのぶち模様で、首輪のベルトは赤、首輪についているモチーフは黄色の行政書士会マークです。愛されネコのデザインです。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 77

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年1月1日

任意後見の可能性が広がりました

成年後見制度には、大きく2つの種類があります。すでに判断能力のない人が家庭裁判所に後見人を選んでもらう「法定後見」と、判断能力のある人が将来に備えて後見をしてくれる人（受任者）と公正証書のカタチで契約をしておく「任意後見」です。

障害のあるお子さんは契約が難しいため、法定後見が使われる場合が多いです。けれど、お子さんが未成年なら、お子さんにかわって保護者が任意後見契約をできるようにになりました。保護者のどちらかが後見人になる、保護者が信頼できる人を後見人にするといった契約がしやすくなったのです。

任意後見のメリットは、後見人を誰にするか、報酬をいくらにするかを契約で決められる点です（法定後見では家庭裁判所が決めます）。成年後見制度はお子さんが成人したらすぐに始めないといけない制度ではありませんが、早めの制度利用を考えているご家庭であれば任意後見も選択肢に入れられると思います。

もし成年後見制度に関する不安がありましたら、どうぞ気軽にお声がけください。また、セミナーや勉強会での講師役のご依頼もよろこんでお受けします。

【ご案内】 成年後見制度については、No.29～31、35・36、75・76でご紹介しました。以前のペーパーをお読みになりたい方は、当事務所ホームページをご覧ください。プリントしたものがほしい方はご連絡をいただければお送りします。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

私は日頃から「やさしい言葉」で話をするように気をつけています。おだやかであたたかみのある「優しい言葉」を選び、内容を理解してもらいやすくなるよう「易しい言葉」で話をします。

言葉だけでなく、もちろん笑顔で。声の大きさは（もともとが大きいので）控えめにして、私に声をかけてくださる方が安心して話せるよう心がけています。

他愛のないおしゃべりも大歓迎です。いつでもお声がけください。



あなたが使える制度お知らせサービス
～For You～ 【千葉市】

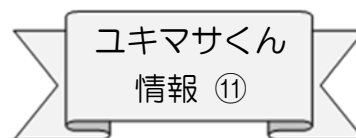
千葉市では、登録者が利用できそうな制度を LINE (ライン) のメッセージでお知らせする情報提供サービスを行っています。名称は「あなたが使えるお知らせサービス」で、略称は「For You」です。

情報提供の対象となっている制度は、子育て支援関連の手続きや健康診査などを中心に 23 制度です (令和 3 年 1 月時点)。一部の制度については、「住民税の所得情報等」を市が利用することにあらかじめ同意をしておく必要があります。

利用方法は、「千葉市公式 LINE アカウント」を友だちに追加し、「千葉市公式 LINE アカウント」に表示されるメニューから「お知らせサービス→登録番号申請→入力フォーム」と進め、必要事項を入力して登録番号を申請します。後日、千葉市から登録番号が書かれた通知が届いたら、「千葉市公式 LINE アカウント」に登録し、お知らせを受け取りたい制度も登録します。(※詳細は千葉市のホームページをご覧ください)

登録をしておけば、手当の受給もれや健康診断の受診忘れを防ぐことができます。登録にひと手間かかりますが、うっかり忘れ防止におすすめです。

[サービスの問い合わせ先]
千葉市総務局情報経営部業務改革推進課
電話：043-245-5112



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」のマイナンバーカード促進イラストです。



総務省の資料 (令和 3 年 12 月 1 日) によれば、マイナンバーカード普及率は全国 39.9%、千葉県 40.8%、千葉市 44.6% です。ユキマサくんの促進カードをよく見ると、署名欄が肉球のスタンプが押されています。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家 (国家資格者) です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 78

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年2月1日

ねこの手 どうぞ

申請のチェックポイント

新しい制度ができたり、臨時の給付が受けられたりと、行政制度の申請（利用の申し込み）をする機会が増えました。申請でつまづかないために、下記の点に気をつけましょう。

- 制度利用の対象者かどうか。
- 申請の受付期間内かどうか、期限はいつか。
- 申請書の記入箇所に書きもれや間違いがないか。
- 必要な書類（証明書）がそろっているか。

☆申請書のコピーをとっておけばさらに完璧です。

申請手続きでわからないことがあれば、受付窓口や問い合わせ先で教えてもらえます（むしろ行政には教える義務があります）。自分で手続きをするのが難しく感じられるときは、どうぞいつでも私にお声がけください。申請のお手伝いをするのが、まさに行政書士の仕事の本分です。

情報集めも大切

日本の福祉制度は、まず利用したい人が申請をする仕組みになっています（申請主義といいます）。そのため、多くの制度を利用する必要がある人ほど、手続きの負担が増えてしまうという問題点があります。

また、申請をしない人は「利用したくないのだろう」と判断されてしまうのも問題です。自分が利用できる制度を見逃してしまわないよう、情報に敏感になることも大切です。

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

相談を受けたら、話して説明するだけでなく、できるだけ要点を書いたメモをお渡しするようにしています。

相談者さんが後で説明を思い出すときの手がかりにと始めたのですが、相談が終わってからメモを大切に手帳やカバンにしまってくださいのを見ると、よかったと思えてうれしくなります。

お困りごとがどうかうまく解決できますように。メモにお祈りの気持ちも込めておきますね。



*** セミナー講師の依頼について ***

障害福祉に関係するテーマを、笑顔でわかりやすくお話しします。お子さんやご家庭のことを考えるためのワークショップが得意です。

セミナーは、個人レッスン、数名～20名程度のグループで行うことが多いです。大きなホールでの講演や下記テーマ以外も可能です。どうぞ気軽にお問い合わせください。

○ リクエストの多いテーマ

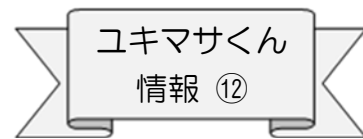
- ・ 成年後見制度（法定後見・任意後見）
- ・ 親なきあと問題（お金・住まい・人間関係）
- ・ 相続・遺言
- ・ 行政制度の情報の集め方
- ・ 申立書・情報シートの作り方
- ・ 障害児を育てている家庭のライフプランニング



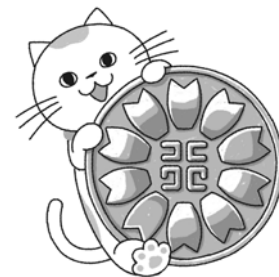
※ 資料（レジュメ）・ワークシートはこちらで用意します。

よく質問されるのが講師料です。実は、私のほうから金額を提示したことはありません。グループ・団体の予算通りでかまいませんし、本当にお気持ちだけで十分です。

皆さまとお話しできる機会をいただけるのが、なによりの報酬だと思っています。



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」が行政書士のマークを抱えています。



行政書士のマークは、秋桜の花びらの中に「行」の字を篆（てん）書体で記し、調和と真心をあらわしています。

ちなみに各士業マークの花は、弁護士は向日葵、司法書士は桐、社会保険労務士は菊です。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 79

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年3月1日

ねこの手 どうぞ

障害者と消費者トラブル

2022年4月1日から、成年（成人）となる年齢が20歳から18歳に変わります。18歳になると、保護者の承諾（同意）がなくてもさまざまな「契約」ができるようになるため、消費者トラブルが増えてしまうのではないかと心配されています。

若い人だけでなく、障害のある人が被害者になってしまう消費者トラブルも年々増えています。障害者の消費者トラブルは、だまされていることに気づきにくかったり、被害にあったことを隠してしまったりするため、被害が深刻化しやすいといわれています。

消費者トラブルは、すぐに対処することが重要です。クーリング・オフなどを利用して契約を取り消したり（解約）、被害がさらに広がってしまうのを防いだりできるからです。下記のような様子が見られたら、「いつもと違う出来事があったら教えてほしい」と、さらっとした雰囲気でも本人に聞いてみましょう。

○ 消費者トラブルに気づくためのポイント

- ・見慣れない生活用品や段ボールが部屋にある。
- ・本人宛の郵便・荷物が急に届くようになる。
- ・とくに理由がないのに節約をはじめめる。
- ・友人や恋人が突然でき、隠しごとが増える。
- ・そわそわと落ち着きがなくなり、怒りっぽくなる。
- ・話したくても話せないといった表情をする。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

私事になりますけれども、生まれつきの重度障害児である息子が、今月で高校を卒業します。生まれてすぐに、医師から「小学校入学は難しい」と言われた子ですから、本当に感慨深いです。

私たち親子を支援してくださる方々に、改めて心から感謝いたします。

私が障害福祉の行政書士をしているのは、周囲への恩返しの気持ちからです。ますます皆様のお役に立てるよう、業務に励みたいと思います。



[表面から続きます]

消費者トラブルの対応

家族や周囲が消費者トラブルに気づいた場合でも、大切なのは本人がどうしたいかです。解約・返品するにしても、専門機関に相談するにしても、周囲が無理やり解決策を押しつけてしまうと、ますます被害を隠すようになってしまいかねません。

専門機関への相談は、本人からするのが一番ですが、本人が相談を望まないときは、家族・関係者から本人への関わり方も含めて相談することができます。もちろん、本人に付き添って相談することも可能です。

消費者トラブルの相談先

- 消費生活センター【千葉市】
消費生活相談 専用電話：043-207-3000
月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～16時30分
- 千葉県消費生活センター【千葉県】
相談専用電話：047-434-0999
月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～16時30分（土曜日は16時）
- 消費者ホットライン【全国】
局番なしの 188 } お住まいの市区町村、都道府県、
0570-064-370 } 国民生活センターのいずれかに
つながります。

世界自閉症啓発デー
発達障害啓発週間
(4月2日～8日)

国連の定めた「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」にちなんで、日本では4月2日～8日までの1週間を「発達障害啓発週間」としています。

世界と日本の各地で啓発活動が行われ、東京タワーもシンボルカラーのブルーでライトアップされます。東京タワーの点灯式は、オンラインで配信予定です。

詳しくは、「世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト」でご確認ください。検索サイトで、「啓発デー」のキーワードで検索できます。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 80

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年4月1日

ねこの手 どうぞ

障害者手帳の所持者数

障害者手帳は3種類あります。体の障害については**身体障害者手帳**、知的障害や発達障害については**療育手帳**（千葉市・千葉県の場合。地域によって名称が違います）、精神障害については**精神障害者保健福祉手帳**が交付されます。

千葉県の障害者手帳の所持者数は、千葉県の公式ホームページで公表されています。

手帳の種類	千葉市	千葉県
身体障害者手帳	30,141人	178,653人
療育手帳	7,441人	45,439人
精神障害者保健福祉手帳	9,676人	54,662人

（令和3年3月31日現在／ペーパー発行時最新）

障害の種類や等級別、所持者の年齢別、地域別など、いろいろな分類で集計されています。詳しく知りたい方は、下記のページからエクセルファイルの集計表を見ることができます。

【千葉県ホームページ】

市町村ごとの障害者手帳所持者数

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/techou/toukei.html>

ちなみに日本全体の所持者数は、身体障害者手帳が4,977,249人、療育手帳が1,178,917人です。（令和2年度末時点、厚生労働省「令和2年度福祉行政報告例の概況」より）

【裏面に続きます】

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

先日、娘に「ママ（私）はどんな仕事をしている人に見える？」と質問したら、「ニセ占い師」と言われました。手相占いが特技なので「占い師」はいいとしても、「ニセ」は余計です。

もうひとつの特技、柔道（参段）を伝えると、ほとんどの方に驚かれます。のんびりとした印象が強いからでしょうか。

こんな私でよろしければ、いつでもお声がけください。楽しいおしゃべり、大歓迎です。



[表面から続きます]

所持者数の増減傾向

厚生労働省がまとめた年度ごとの「福祉行政報告例の概況」を見ていくと、身体障害者手帳の所持者数は平成 26 年以降から減少傾向、療育手帳は平成 2 年以降からずっと増加しています。

【厚生労働省ホームページ】

福祉行政報告例：結果の概要

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1a.html>

令和 2 年度福祉行政報告例の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/20/index.html>

日本全体の障害者数（推定）

障害者手帳は、所持するかどうかを本人や家族が決めることができます。また、1 人が身体・知的・精神のうち複数の手帳を持っていることもあります。そのため、なんらかの障害を持っている人が何人いるのか正確な数字はわかりません。

政府の推計では、身体障害児・者は 436.0 万人、知的障害児・者は 109.4 万人、精神障害者は 419.3 万人となっています（資料は平成 28～30 年のもの）。令和 4 年 2 月 1 日現在の日本の推計人口は 1 億 2534 万人ですから、決して少ない人数ではありません。ますます障害福祉の取り組みが充実することを願うばかりです。

ペーパーの
入手方法

このペーパー「ねこの手どうぞ」は、当事務所のホームページにすべてのナンバーを掲載しています。No.1（創刊号）から最新号まで PDF ファイルでアップしているののでプリントもできます。

ホームページのアドレスは下記にあります。もしくは、検索サイトで「あづさ行政書士事務所」をキーワードにしてお探しください。

ホームページを見るのが難しい場合は、ご連絡をいただければ郵送いたします。どうぞ気軽にお問い合わせください。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 81

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年5月1日

ねこの手 どうぞ

★「フェアトレード カフェ&ショップ」のご案内★

土気あすみが丘プラザに千葉市初の常設フェアトレードカフェ「FAIR TRADE CAFE & SHOP」がオープンしました。

フェアトレードとは、人と環境に配慮した公平・公正な取引の仕組みのことです。こちらのカフェ&ショップでは、グローバル・フェアトレード（発展途上国から先進国）、ローカル・フェアトレード（地域の生産者から消費者）、チャレンジド・フェアトレード（障がい者から消費者）の3つを体験することができます。地球と人と環境にやさしいライフスタイルを日常に取り入れたいですね。

店員さんは、千葉市緑区おゆみ野で就労継続支援 A 型作業所のコミュニティカフェを運営していた「Community Cafe b（ふらっと）」の方たちです（おゆみ野のお店は残念ながら 2021 年 11 月末に閉店しました）。人気商品のプリンやはちみつも、こちらのカフェ&ショップで引き続き購入できます。

【FAIR TRADE CAFE & SHOP】

10:00～16:00／月曜日～日曜日（プラザ開館日）

千葉市緑区あすみが丘 7-2-4

千葉市土気あすみが丘プラザ 1 階ロビー

専用駐車場はありません（プラザの駐車場は満車になりやすいです）。

電話番号：043-295-0301

ホームページ：<https://www.toke->

[asumigaokaplaza.jp/fair-trade-cafe](https://www.toke- asumigaokaplaza.jp/fair-trade-cafe)



ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

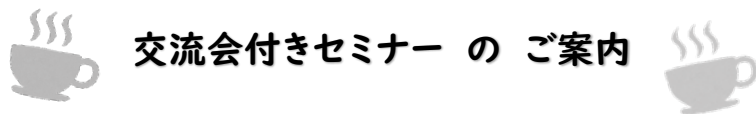
春はストレスがたまりやすい季節です。理由のひとつには、自分や家族に社会的な環境の変化があることです。

ストレスは早めに対処するのが理想です。誰かに話をしてスッキリできそうなら、ぜひ当事務所の無料相談枠をご利用ください（1 時間もしくは 30 分 2 回）。

依頼内容がとくにない場合や、世間話程度でもかまいません。ゆっくりお話しできる時間を確保しますので、気軽にお問い合わせくださいませ。



障がいのある子を育てている保護者向け



交流会付きセミナーのご案内

表面でご紹介しました、土気あすみが丘プラザ「FAIR TRADE CAFE & SHOP」の自主事業として、交流会付きセミナーを企画中です。

「Community Cafe b」で行ってきたセミナーのテーマを、ぐるっとひとめぐりすることになります。初めての方も、もう一度の方も、新しい場所での交流会付きセミナーにどうぞご参加ください。

日時・テーマ・募集時期などの情報は、千葉市の市政だよりや、プラザでご確認ください。応募状況に余裕があれば、ペーパーでもご案内します。



個別・小グループ セミナー について

ご希望の内容や日時にあわせて、セミナーの講師役をお受けすることができます。場所は、ご自宅・カフェ・レンタルスペースなど。インターネット回線を利用したオンラインでのセミナーも可能です。

これまでに開催し、参加された方々からは、「質問しやすくよかった」「自分にはあてはまるのかどうか、理解しやすかった」といった感想をいただいています。まずはご要望をお知らせくださいませ。



行政書士の業務は「行政書士法」という法律に基づいて行います。この法律の中で、行政書士は依頼人の情報について、堅く秘密を守るよう決められています。

有料・無料に関係なく、すべての相談と依頼に守秘義務は課せられています。また、行政書士を辞めた後も守秘義務は続きます。

言いにくいことや、ご自身にとって不利な内容でも、守秘義務を信頼してお話しただければと思います。



行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 82

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年6月1日

「親なきあと問題」とは

障害のあるお子さんの親（保護者）が亡くなったあと、もしくは親の高齢化にともなって、お子さんの生活を親だけでは支えきれなくなったときに、誰がどのようにお子さんを支援していくのかといった問題を総称したものが、いわゆる「親なきあと問題」です。

お子さんが成長するにつれて保護者の関心や不安が高まっていく話題ですが、当然、お子さんの障害や家庭の状況によって、それぞれ問題点や対策は違ってきます。

過度に心配せず、将来の見通しを立てて、できることから少しずつ準備をしていきたいですね。

主な問題点と対策例

- 住まいのかたちをどうするか
→入所施設、グループホーム、一人暮らし（賃貸・持ち家）、親以外の親族と同居
- 生活に必要な収入を得られるか
→障害年金、行政からの給付、心身障害者扶養共済、親や親族からの相続、生命保険、生活保護
- お金を安全に使うには
→成年後見制度（法定後見・任意後見）、信託（家族・会社）、日常生活自立支援事業

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

とてもありがたいことに、我が家は娘の高校生活について「一般財団法人あしなが育英会」様から支援をいただいています。その関係で保護者インタビューをお受けし、ホームページに記事が掲載されました。

公的な支援制度を活用するコツといった内容もお話ししています。ぜひご一読くださいませ。

【一般財団法人あしなが育英会】
<https://www.ashinaga.org/>
※「あしながメディア」というコーナーの「インタビュー・保護者」で記事が探せます。



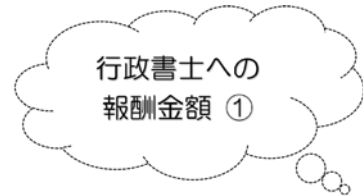
[表面から続きます]

必要な支援のチェック

親なきあと問題は、つまりは、親がお子さんにして
いる支援の引継ぎの問題です。とはいえ、親とまったく
同じように、すべての支援をまとめて引き継いでく
れる人はいません。お子さんの生活に必要な支援を小
分けにして、別々に頼んでいく必要があります。

下記のチェック表を手がかりにして、お子さんが一
人ではできないこと(=「支援が必要なこと」)を明確
にしましょう。

- 身の回りのこと
 - ・食事 ・移動 ・着替え ・入浴 ・トイレ
- 家事全般
 - ・食事のしたく ・掃除 ・洗濯 ・ゴミ出し
- 健康面
 - ・定期受診 ・服薬 ・医療的ケア ・医療同意
- お金関係
 - ・買物 ・支払い ・収入の範囲で暮らせるか
 - ・預貯金の入出金(ATM操作) ・貴重品の保管
- 手続き
 - ・行政手続き ・施設や事業所との契約 ・入院
- 困りごとがあったとき
 - ・困りごとに気づく ・相談する



行政書士だけでなく、
専門家への報酬を協会な
どの団体で一律に決める
のは、現在は禁止されて
います。

行政書士ごと事務所ご
とに報酬金額は違います
から、仕事を依頼する前
に質問してみましょう。

また、依頼のケースに
よっても内情はさまざま
です。作成する書類や集
める証明書の数が違うた
め、結果的にオーダーメ
イドのような価格になっ
てしまいがちです。

まずは、報酬金額に納
得してから依頼を決める
ことをおすすめします。

行政書士は、行政手続
きと書類作成の専門家
(国家資格者)です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 83

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年7月1日

ねこの手 どうぞ

「親なきあと問題」の続き

前回のペーパーNo.82で、いわゆる「親なきあと問題」は、保護者がお子さんに行っている支援の引継ぎの問題であることをお伝えし、主な問題点と対策例をご紹介しました。

※ 過去のペーパーが欲しい方は、当事務所のサイトに掲載しているPDF ファイルをプリントするか、ご連絡ください。

お金の問題

とくに保護者の方が心配されるのは、お金についてです。「子どもが生活に困らないように、できるだけたくさんのお金を残してあげたい」というお気持ちを聞くことがよくあります。

けれども、お金は「あればあるだけいい」わけではありません。多すぎるお金は、管理の手間が増えるだけでなく、トラブルに巻き込まれやすくなってしまいう危険もあります。

また、「生活に困らないように」というのであれば、生活にかかるお金の流れを整え、収入の範囲で生活できるような習慣作りをしておくことも大切です。

まずは、お子さんの収入と支出がどれくらいなのか、表にまとめてみることをおすすめします。裏面のお子さん用の収支予定表をご活用ください。

【裏面に続きます】

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

今年度は、毎月1回、土気あすみが丘プラザでセミナーを行っています（シリーズとして続いています。個別にお申込みいただけます）。

日時などの詳しいご案内は、千葉市の市政だより（緑区版）か、プラザ内「FAIR TRADE CAFE & SHOP」でご確認ください。

セミナー後の交流会で皆さまとお話する時間がとても楽しく、私の勉強にもなっています。よろしければぜひご参加くださいませ。



[表面から続きます]

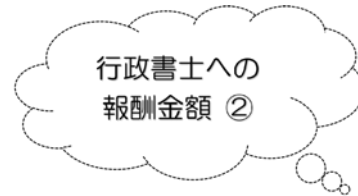
障害のあるお子さんの収支予定表

収入と支出のおおよその額をつかみ、不安な点や考えられる工夫・対策を考えてみましょう。

【収入】	月 額	臨 時	年 額
給 料			
障害年金			
手当・給付			
年間の合計			

【支出】	月 額	臨 時	年 額
施設利用料			
医療費			
税金・保険料			
日用品費			
おこづかい			
年間の合計			

年間の収入 - 年間の支出	+	・	-	円
---------------	---	---	---	---



前回、行政書士などの専門家に業務を依頼する際は、事前におおよその報酬金額を聞いておくとういことを書きました。

また、私の個人的な意見ですが、このくらいの金額で頼みたいという予算があれば、お知らせいただくと助かります。

予算の範囲内でここまでお手伝いできると、具体的に業務内容を調整できるからです。

報酬については、確かに話題にしにくいのですが、率直に話せる信頼関係づくりが大切だと思います。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 84

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2022年8月1日

ねこの手 どうぞ

「親なきあと問題」の続きの続き

ペーパーのNo.82で、いわゆる「親なきあと問題」は保護者がお子さんにしている支援の引継ぎの問題であること、No.83では、お子さんに残すお金はありすぎると困るときもあることをお伝えしました。

※ 過去のペーパーが欲しい方は、当事務所のサイトに掲載しているPDFファイルをプリントするか、ご連絡ください。

支援の問題

障害のあるお子さん(本人)のことを一番よく知り、すべての支援をできるのは保護者です。例え協力的なきょうだいや、長くかかわっている施設のスタッフでも、支援の範囲はそれぞれ限られています。

No.82にお子さんが必要な支援を明確にするチェック表を掲載しましたが、親なきあとは誰が何の支援をするか、役割分担を意識することが重要です。

役割分担で気をつけたいポイント

- きょうだいや親族しかできないこと
→医療同意、身元引受、本人の財産の引受、供養
- 成年後見人が必要とされること
→行政の手続き、施設の利用手続き、財産管理、本人への相続手続き

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

「ねこの手 どうぞ」は2015年8月に創刊しました。7年目で84号。おかげさまで、現在まで毎月発行のペースを維持できています。

応援や励ましをくださる方々に、心からお礼を申し上げます。まだまだ発行を続けていきたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

過去のペーパーは、当事務所のサイトにPDFファイルですべて掲載しています。よろしければ一度、ご覧くださいませ。



[表面から続きます]

いまのうちにしておきたいこと

親なきあとの備えは、「お金をためる」だけではありません。いまずぐできることも、たくさんあります。下記を参考に、無理なく進めていきましょう。

【本人について】

- 情報を整理しておく（成育歴、障害の経緯、性格、好きなこと、関係者の連絡先など）。
- 家族の楽しい思い出を作り、あとで振り返れるようアルバムに整理しておく。
- 趣味を広げたり、余暇活動を増やしたりする。
- 集団生活を体験させる。

【きょうだいや親族に対して】

- 本人ときょうだいの中で、かかわる時間や、子育てにかかるお金の不公平感がないよう気を配る。
- 親なきあとに頼みたい支援を具体的に伝えたいうえで、意見や考えを聞いておく。

【施設・病院などに対して】

- 日頃からあいさつや会話をして信頼関係を築き、今後の相談をしやすくしておく。

一番の対策

「親なきあと問題」の一番の対策は、保護者が周囲の人たちとあたたかい交流をしながら元気に長生きをすることです。よりよい人生のお手本となれますように。



福祉の行政書士と名乗っている私の、具体的な業務の例です。

- 行政の福祉制度や福祉サービスの紹介、資料提供、利用するためのアドバイス。
- 手続きの代理、申請書や補足資料（申立書など）の作成、申請時のつきそい。
- 成育歴や病歴、情報提供をするための資料（情報シート）の作成。

1 時間もしくは 30 分 2 回までの無料相談枠があります。どうぞ気兼ねなくご利用ください。

行政書士は、行政手続きと書類作成の専門家（国家資格者）です。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>

